

公 示 送 達 書

第 3 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、公示送達します。

これらの書類は、当所において保管してありますから、申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 10 月 30 日

石川県小松県税事務所長



公示送達する書類を特定する 情報	送達を受けるべき者の氏名 又は名称	摘 要
地方税法の規定による書類 (小税第 689 号)	吉田 秀貴	

備考 上記の書類は、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに送達があったものとみなされます。